

富山市公の施設の指定管理者制度運用に関する指針

平成25年3月26日

改正 平成31年2月28日

改正 令和2年4月24日

最終改正 令和3年4月1日

I 指定管理者制度の概要	1 ページ
1 「地方自治法の一部を改正する法律の公布について (平成15年7月17日付け総務省通知)」抜粋	
2 公の施設の設置者と指定管理者との関係の法的性格等	
3 対象施設の拡大	
II スケジュール	5 ページ
III 本市の指定管理者制度の運用についての基本的な考え方	5 ページ
1 現状の設置管理状況の区分による運用の考え方	
2 指定管理候補者の選定	
3 導入単位	
4 管理業務の範囲等	
5 施設の使用承認	
6 指定期間	
7 利用料金制度の活用	
8 条例等の制定方式	
9 個人情報の保護	
IV 指定管理候補者の募集	7 ページ
1 募集要項に記載する事項等	
2 募集方法等	
V 指定管理候補者の選定	10 ページ
1 選定委員会の構成	
2 選定基準等	
3 公募せずに指定管理候補者を選定する場合の取扱い	
VI 指定議案及び債務負担行為	11 ページ
1 指定議案	
2 債務負担行為	
VII 指定の通知、告示及び協定の締結	12 ページ
1 指定の通知	
2 指定の告示	
3 協定の締結	
VIII 指定管理者の事業内容の点検	13 ページ
IX 業務引継ぎ	15 ページ

I 指定管理者制度の概要

1 「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（平成 15 年 7 月 17 日付け総務省通知）」抜粋

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者が幅広く含まれるものであること。（第 244 条の 2 第 3 項関係）
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第 231 条の 3）、不服申立てに対する決定（第 244 条の 4）、行政財産の目的外使用許可（第 238 条の 4 第 7 項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第 244 条の 2 第 3 項関係）
- (3) 指定にあたって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第 244 条の 2 第 6 項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第 244 条の 2 第 4 項関係）
 - ① 「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。
なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、「選定する際の基準」としては、例えば次のような事項を定めておく方法が望ま

しいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

(2) 指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること（第 244 条の 2 第 8 項及び第 9 項関係）

(3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

(1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第 244 条の 2 第 7 項関係）

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理にかかる業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を構すべきものであること。

また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

2 公の施設の設置者と指定管理者との関係の法的性格等について

項目	内容等
公の施設の設置者と管理者との関係の法的性格	指定管理者の指定は、行政処分
管理主体	法人その他の団体（法人格は必要ではない。個人は不可）
管理者の定め方	議会の議決を経て指定
基本的な利用条件の設定 （休館日、開館時間、使用制限の要件等）	管理の基準として条例で規定
施設の使用承認	条例の定めるところにより指定管理者が行うことができる。
使用承認に関する処分についての不服申立て	市長に審査請求ができ、これに対する裁決に不服があるときは、知事に再審査請求ができる。
利用料金制	条例の定めるところにより、管理者が市の承認を受けて利用料金を定め、自らの収入とすることができる。
使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可、占用許可	管理者は行うことができない。
施設の瑕疵により利用者に損害を与えた場合	被害者は、国家賠償法に基づき市に対して賠償を求めることができる。
施設の管理業務により利用者に損害を与えた場合	被害者は、市に対する国家賠償法に基づく賠償又は管理者に対する民法上の賠償を求めることができる。
監査（外部監査を含む。）	管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査できる。

3 対象施設の拡大

総務省通知では、個別法により管理主体が限定されている場合には、指定管理者制度を採ることができないとされていたが、その後、各省庁の通知等により次のように対象施設が拡大されており、今後もその動きに留意する必要がある。

施設	根拠法令	通知等	備考
公民館 図書館 博物館	社会教育法 図書館法 博物館法	平成15年11月21日経済財政諮問会議資料において、館長業務を含めた指定管理者制度の導入を明確に周知することを示した。	
社会福祉施設	老人福祉法 児童福祉法	平成15年8月29日付け厚生労働省通知「社会福祉施設における指定管理者制度の活用について」	
医療施設	医療法	平成15年11月21日付け厚生労働省通知「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用の際しての留意事項について」	営利を目的とする者は、指定管理者となることができない。
保健センター	地域保健法	平成16年3月29日民間資金等活用事業推進委員会資料において、指定管理者制度の活用が可能との見解を示した。	
都市公園	都市公園法	平成15年9月2日付け国土交通省通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」	指定管理者が行うことができる事務は、行為の許可、利用料金の収受、清掃、巡回等
河川	河川法	平成16年3月26日付け国土交通省通知「指定管理者制度による河川の管理について」	指定管理者が行うことができる事務は、清掃、除草、軽微な補修等
港湾施設	港湾法	平成16年3月29日付け国土交通省通知「指定管理者制度による港湾施設の管理について」	指定管理者が行うことができる事務は、使用許可、利用料金の収受、清掃、保守点検等
道路	道路法	平成16年3月31日付け国土交通省通知「指定管理者制度による道路の管理について」	指定管理者が行うことができる事務は、利用料金の徴収業務、清掃、除草等
公営住宅	公営住宅法	平成16年3月31日付け国土交通省通知「公営住宅の管理と指定管理者制度について」	指定管理者が行うことができる事務は、入居者の募集、修繕、清掃等
下水道	下水道法	平成16年3月30日付け国土交通省通知「指定管理者制度による下水道の管理について」	指定管理者が行うことができる事務は、下水処理場や管渠等の運転、保守点検、補修、清掃等

Ⅱ スケジュール

時期	内容
6月	① 公の施設の設置条例の制定又は一部改正の議案を提出。 (新規導入の場合のみ)
8月～9月	② (議決後、) 指定管理候補者を公募する施設を公表。 ③ 各施設の所管課において、指定管理候補者の募集等を行う。
10月～11月	④ 富山市公の施設指定管理候補者選定委員会において指定管理候補者を選定。
12月又は3月	⑤ 指定議案及び債務負担行為の設定議案を提出。 ⑥ 議決後、各施設の所管課において、指定の通知及び告示、基本協定の締結等を行う。
翌年度4月	⑦ 年度協定の締結。 ⑧ 指定管理者による管理の実施。

注) 上記スケジュールは、予定であり、変更となる場合がある。

新規導入の場合のスケジュールは、施設ごとに個別に検討する。

Ⅲ 本市の指定管理者制度の運用についての基本的な考え方

1 現状の設置管理状況の区分による運用の考え方

(1) 現在、指定管理者による管理をしている施設

ア 原則として、公募により指定管理者を選定する。

イ 公募せずに指定管理候補者を選定することができる場合

- ① 公募による申請がなかった場合
- ② 審査の結果、選定の基準に適合する法人等がなかった場合
- ③ 指定管理候補者を選定した後、指定管理業務の開始までの間に、当該指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となった場合、又は8ページに記載の指定管理候補者に選定しない法人等に該当するに至った場合
- ④ 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、当該指定管理者の管理していた施設について直ちに新たな指定管理者を指定しなければ著しく公益が損なわれる恐れがあると認められる場合
- ⑤ 公募を行わないことについて合理的な理由があると市長等が認める次の公の施設に係る指定管理候補者を選定する場合
 - 1 民間が所有する施設の一部を市が賃借し公の施設としている施設
 - 2 施設の廃止や運営・経営形態の変更等が予定又は検討されている施設
 - 3 PFI法の適用を受けて実施する事業により管理運営業務を一体的に行う施設
 - 4 施設の性格や設置目的、市の政策的な方針等に照らし、特定の団体を指定することに合理的理由がある施設

(2) 新規に設置する施設

指定管理者制度の導入について、必ず検討することとし、導入する場合には原則として公募により指定管理候補者を選定する。

(3) 現在直営している施設

民間企業のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的・効率的な運営が期待できる施設については、積極的に指定管理者制度の導入の可能性を検討し、導入する場合には原則として公募により指定管理候補者を選定する。

上記に該当しない場合においては、引き続き直営による管理を行う。

2 指定管理候補者の選定

指定管理候補者の選定は、富山市公の施設指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

3 導入単位

指定管理者制度の導入は、原則として施設ごとに検討する。

ただし、次の場合においては、複数の施設について一括して公募等を行い、同一の法人等を指定管理候補者とすることができる。

(1) 同種の施設

同種の複数の施設について個々の施設ごとに指定管理候補者を選定するよりも、一括して選定することにより、施設の効用が向上し、かつ効率的な管理運営が行われる場合

(2) 複合施設

同一の建物内に複数の施設が設置されている場合等で、施設の相互の連携により一体的かつ効率的な管理運営が行われる場合

4 管理業務の範囲等

指定管理者に委ねる各施設の管理業務は、指定管理者の創意工夫が十分発揮できるよう可能な限り包括的に設定する。

5 施設の使用承認

施設の管理業務の効率化を図る観点から、施設の使用承認については、原則として指定管理者の業務とする。

6 指定期間

制度導入時は、原則として5年以内とし、導入後は、個々の施設管理の状況を踏まえ検討する。

ただし、PFI法の適用を受けて、公の施設を管理運営する場合については、PFI事業の期間を上限として、指定期間を定める。

7 利用料金制度の活用

現在、利用料金制度を導入している施設については、引き続き導入する。

それ以外の施設については、利用料金制度を採ることによって、指定管理者に対して経営努力を促すことになることから、積極的に利用料金制度の活用を図ることとする。

なお、利用料金で管理費を賄えない場合は、市から管理費の一部を指定管理者に委託料として支出することができる。

また、指定管理者の経営努力により、管理者に利益が生じた場合であっても、管理経費が縮減され、かつ利用者が増加した結果による場合は、原則として指定管理者の収益とする。

8 条例等の制定方式

指定管理者の指定の手続については、共通の条例を制定。(富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例)

指定管理者制度を採る施設やその管理の基準、指定管理者の行う業務範囲等については、個々の公の施設の設置条例及び施行規則で規定する。

導入時における条例の制定又は一部改正の議案は、原則として6月議会に提出する。

9 個人情報の保護

指定管理者が管理する個人情報については、指定管理者と締結する協定にその保護に関し必要な事項を盛り込む。

10 災害時の指定管理者の役割

洪水や地震等の自然災害が発生した際に、避難所又は避難場所（以下「避難所等」という。）が開設される可能性がある公の施設においては、管理業務仕様書及び指定管理者と締結する協定に避難所等の開設及び撤収等に関し必要な事項を盛り込む。

具体的には、①避難所等の開設指示があった場合の連絡体制、②避難所等の開設準備（施設の開錠等）に関する事項、③避難者の誘導や収容に関する役割分担、④避難所等の閉鎖に関する事項等が挙げられ、これに伴う事業停止リスクや費用負担に関する事項等については、リスク分担を明確に提示することとする。

IV 指定管理候補者の募集

1 募集要項に記載する事項等

募集要項に記載する事項及び添付する資料等は、概ね次のとおりとし、施設の状況等に応じ、必要な事項等を追加する。

(1) 施設の概要

名称、位置、敷地及び建物の概要、設置施設

(2) 管理運営の方針

個々の施設設置条例及び条例施行規則に規定する管理の基準を記載する。

また、管理委託料等の積算の参考となる事項等についてもあわせて記載する。

- (3) 管理業務の範囲等
募集要項にはその概要を記載し、具体的な業務内容の詳細等については、別記として「管理業務仕様書」に記載する。
- (4) 管理運営に要する経費
- (5) 指定期間
- (6) 利用料金制度の適用の有無
- (7) 指定管理業務に必要な資格、免許等
- (8) 指定管理候補者に選定しない法人等
 - ① 当該法人等の責めに帰すべき事由により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人等
 - ② 市長、副市長、上下水道事業管理者及び法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員（以下「市の機関等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理業務及び請負をする法人等（市の機関等の場合にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等（公共団体及び公共的団体を除く。）（地方自治法の「兼業禁止」に準じた取扱い）
 - ③ 法人等の代表権を有する者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 公の施設の管理に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - カ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（ア～ウは、地方自治法施行令の「一般競争入札の参加者の資格」、エ～カは、地方公務員法の「欠格条項」に準じた取扱い）
 - ④ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の法人等
 - ⑤ 指定管理業務を開始する時点において、富山市内に事業所等を有しない法人等
 - ⑥ 法人等又は法人等の代表権を有する者が、市税を滞納しているもの
 - ⑦ 施設を管理するにあたって必要な資格及び免許等を有していない法人等。ただし、指定管理業務の開始までにそれらを有すること又はそれらを有するものに管理業務の一部を委託することが確実であるものを除く。
 - ⑧ 法人等、法人等の代表権を有する者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。）又は法人等の被用者（代表権を有する者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。）が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号)に基づき、指定管理候補者として選定することが不相当である者

(9) 選定方法等

(選定委員会による審査、書面審査、評価項目配点等について記載)

(10) 提出書類 (原則として次に掲げる書類とするが、施設の状況に応じて検討する。)

① 指定申請書

② 応募資格を有していることを証する書類

代表権を有する者の身分証明書、登記されていないことの証明書、申立書、市税滞納有無調査承諾書、資格及び免許等が必要な場合はそれらを有していることを証する書類又は指定管理業務の開始までに有すること等を確約する書類

③ 団体であることを証する書類

法人の場合は、定款、寄附行為、登記事項証明書、地縁による団体であることの証明書等。法人でない場合は規約、構成員名簿等

④ 団体の経営状況等がわかる書類

-1 組織、人員、業務内容及び業績等がわかる書類

-2 直前2事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに相当する書類

-3 類似施設の管理実績がある場合は、当該施設の概要、管理体制、収支の状況及び利用状況等がわかる書類

⑤ 施設管理の基本方針及び事業計画書

-1 施設管理の基本方針 (施設管理の基本的な考え方、利用者からの要望の把握及びそれへの対応、自己点検及び自己評価の仕組みなど)

-2 事業計画書 (指定期間内の年度ごとの業務計画書、職員の配置計画、個人情報の保護に関する措置、安全管理及び緊急時対応の体制、指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書、現状における環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営の状況など)

⑥ 指定管理者による自主事業及び収益の向上に結びつく改善策の提案

-1 自主事業に関する提案書

-2 収益向上に関する提案書

⑦ 共同体として申請する場合、共同体の概要書及び指定管理者制度に係る共同企業体協定書

(11) 募集期間

原則として、募集を開始した日から起算して30日間とする。

(12) その他

指定申請書等の提出方法、説明会の開催、事業所税の課税の有無等について記載し、指定された場合に締結することとなる協定書の標準例を添付する。

また、現在、市の出資法人が指定管理者となっている公の施設における当該出資法人職員の継続雇用について、指定管理者に提案を求める場合は、その旨を記載する。

2 募集方法等

ホームページ及び広報とやまへの掲載、庁舎及び関係施設での資料配布などの方法によ

り募集する。

なお、応募希望者からの質問には、迅速かつ丁寧に応え、質疑応答の内容については、他の応募希望者に対しても提供する。

3 提出書類に関する留意点

(1) 複数の施設にわたる共通書類の取り扱い

同一の者が複数の施設の指定管理候補者に応募する場合、共通する資料（前述の提出書類のうち「応募資格を有していることを証する書類」「団体であることを証する書類」「団体の経営状況等がわかる書類」が該当）等の提出については、紙ベースの原本（1部）のほかは、原本の写し又は電子データの提供に代えることができることとする。

この場合、指定管理候補者の募集を実施する前に原本を管理する所管課を予め決定しておき、申請者及び関係各課が混乱することが無いよう、募集要項等において周知することとする。

(2) 審査対象外資料

審査資料の簡素化を図る観点から、原則として、事業者のパンフレット等の広報用資料については、審査資料として取り扱わないこととする。事業者にはその旨を伝えることとし、その上で提供を受けた場合は、審査対象外資料として取り扱うこととする。

V 指定管理候補者の選定

1 選定委員会の構成

委員は20人以内とし、市長が委嘱又は任命する次の委員を以って構成する。

- ① 経営に関する学識経験者 3人程度
- ② 企画管理部長、その他の本庁部長等

2 選定基準等

(1) 選定基準

選定委員会における審査については、申請関係書類の書面審査に加え、その内容に応じて、申請者のプレゼンテーション等適切な手法を採用することとする。

審査は非公開とするが、審査結果等は、指定管理候補者選定後に公開する。

審査にあたっては、原則として、次の選定基準に基づき採点し、最も高得点のものを指定管理候補者とする。

項目	判定の視点
① 住民の平等な利用が確保されること	「施設管理の基本方針」において、使用承認や利用者要望への対応について、適正な運用が図られるものであること
② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	「事業計画書」において、施設の設置目的をより有効に達成できるような業務計画となっていること及び管理経費の縮減が図られるも

	のであること
③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	「団体の経営状況等がわかる書類」において、管理者として十分な能力が認められること
④ 安全管理及び緊急時対応の体制が確立されること	利用者にとって危険な場合をあらかじめ具体的に想定し、その対処方法と責任体制が明確になっていること
⑤ 環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営を行っていること	I S O資格の取得、障害者等の雇用実績
⑥ 総合評価	上記の選定基準①～⑤について、相乗効果が図られる点などを総合的に評価

(2) 最低基準

配点合計の50%を基準点とし、これを満たさない者は、原則、指定管理候補者として選定しない。なお、一者応募となった場合は、提案金額による差異が生じないことから、配点合計の60%を基準点とし、これを満たさない者は、原則、指定管理候補者として選定しない。

3 公募せずに指定管理候補者を選定する場合の取扱い

公募せずに指定管理候補者を選定する場合は、期日を定め指定申請書等の提出を求めることとし、適正な施設の管理運営が図られるよう、所管課において選定基準に基づき、厳正に提出書類の審査を行うこととする。

所管課における審査結果については、選定委員会においてその内容を確認し、助言や承認を行うこととする。

VI 指定議案及び債務負担行為

1 指定議案

(1) 提出時期

指定議案は、指定管理者が管理業務及び準備行為を開始する前に議決されるよう、原則として、12月議会に提出する。

(2) 記載事項

- ① 施設の名称及び所在地
- ② 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ③ 指定期間

2 債務負担行為

指定期間が2か年度以上の場合は、債務負担行為を設定することとし、その議案の提出時期は、指定議案と同一議会とする。

Ⅶ 指定の通知、告示及び協定の締結

1 指定の通知

指定議案が可決された後、指定管理者となるものにその旨を通知する。

2 指定の告示

市民や施設利用者に周知を図るため、指定管理者を指定したことを告示し、あわせて告示事項を当該施設に掲示する。

3 協定の締結

市と指定管理者の共通認識のもとに円滑な施設の管理運営を行う必要があることから、指定時に、指定管理者に支出する委託費の額や管理に係る細目的事項等を定めた協定を締結する。

協定の締結にあたっては、事前に指定管理候補者と十分協議する。

協定書に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 指定期間
- (2) 管理業務の範囲
詳細は、別記として「管理業務仕様書」に記載
- (3) 使用料の徴収等の委託（使用料の徴収を委託する場合）
※この場合、地方自治法施行令第158条第2項の規定により、別途、告示が必要。
- (4) 再委託等の禁止
- (5) 指定管理者の責務
- (6) 指定管理業務委託料の額、支払方法
- (7) 利用料金の定め方等（利用料金制度とする場合）
- (8) 災害時の対応（避難所又は避難場所に指定される可能性がある場合）
- (9) 備品等の取扱い
- (10) リスク分担
詳細は、別記として「管理業務リスク分担表」に記載
- (11) 事業計画書の提出等
- (12) 管理業務報告書の提出
- (13) 事業報告書の提出等
- (14) 業務の報告、調査、指示
- (15) 帳簿等の保存
- (16) 不完全履行による管理業務委託料の減額及び損害賠償
- (17) 原状回復義務
- (18) 第三者に対する損害の賠償
- (19) 指定の取消及び業務の停止
取消等の事由は次のとおりとする。

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求、調査又は指示に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき

- イ 協定に定める規定に違反したとき
 - ウ 指定管理者として選定しない法人等に該当することとなったとき
 - エ 申請時に提出した書類の内容に虚偽の事項が記載されていたことが判明したとき
 - オ 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき
 - カ 組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- (20) 業務の引継ぎ
 - (21) 秘密保持義務
 - 個人情報保護の詳細は、別記として「管理業務の個人情報の保護に関する取扱い仕様書」に記載
 - (22) 情報公開
 - (23) 指定管理者の名称等の変更の届出
 - (24) 権利義務の譲渡等の禁止
 - (25) 協定の改定

VII 指定管理者の事業内容の点検

- ① 指定管理者制度においては、比較的長期にわたり施設管理を委任することから、サービス水準の維持向上と適正な管理運営の確保が重要である。
 そのため、各施設の所管課においては、指定管理者と施設の管理業務に関し連携を密にし、指定管理者による施設管理業務の実態を日頃から把握するとともに、指定管理者から提出された実績報告書を精査し、問題点等があれば改善指示を行うなど、公の施設の効用が最大限に発揮されるよう努める。
- ② 指定期間の最終年度には、指定管理者の事業内容について、総括的評価を行う。

VIII 業務引継ぎ

現在の指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し等に際し、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、市が定める期間内に、市又は次期指定管理者に対して適正に管理業務を引継ぐものとする。

管理業務の引継ぎ方法、日時等については、市と現在の指定管理者及び次期指定管理者において協議の上決定する。

(引継ぎにおける留意点)

- ① 引継ぎスケジュール
- ② 臨時休館の設定
- ③ 引継ぎに係る経費の負担（原則として指定管理者の負担）
- ④ 引継書類の確認
- ⑤ 引継財産の確認（備品、物品を含む。）
- ⑥ 施設の予約の状況
- ⑦ 施設使用料の授受、預かり金管理の方法

⑧ 個人情報の取り扱い、データ管理等

⑨ 引継ぎにおける体制の整備及び責任者の選定

などについて、協議を行う。なお、新規に指定管理者制度を導入する施設についても、これに準じて引継ぎを行う。